

○新宿区住居表示審議会条例施行規則

昭和42年3月23日

規則第6号

改正 昭和45年4月6日規則第4号

昭和61年10月1日規則第67号

(目的)

第1条 この規則は、新宿区住居表示審議会条例(昭和39年新宿区条例第10号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、新宿区住居表示審議会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(昭61規則67・一部改正)

(委員)

第2条 条例第3条第3項の委員(地元委員)の数は、その区域内の住民基本台帳記録世帯数が1万世帯以下の場合には10人とし、1万世帯を超える場合は、これに、おおむね1,500世帯を超えるごとに1人を加えることができる。ただし、15人を超えることができない。

(昭45規則4・全改、昭61規則67・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和45年4月6日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則(昭和61年10月1日規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。